

## 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準

令和4年4月1日改正

御嵩町低入札価格調査制度実施要領（平成15年訓令甲第22号）第3条に規定する調査基準価格の算定基準について、下記のとおり定める。なお、算定基準は、平成31年3月29日適用の工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠するものとする。

### 記

#### <対象工事>

予定価格が1,000万円を超える建設工事

#### <算定方法>

調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

※調査基準価格の1円未満の端数処理については、①～④の合計額に100分の110を乗じて得た額及び予定価格に10分の9.2を乗じて得た額は切り捨て、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額は切り上げとする。

※特別なものについては、工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事について適用するものとする。

#### <適用>

令和4年4月1日以後に入札執行通知又は入札公告をする競争入札から適用する。